

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証、保険税(料)通知の発送と認定証の更新

保険証の発送

現在お使いの国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証(被保険者証)は7月31日まで有効です。8月以降に使用新しい保険証を送ります。届いたら内容をご確認ください。

国民健康保険▼7月上旬に世帯主宛てに発送
後期高齢者医療制度▼7月上旬に個人宛てに発送

◆保険証は12月2日から発行されなくなります

12月1日時点で有効な保険証は、有効期限の令和7年7月31日まで、引き続き使用できます。
※途中で資格を喪失した場合は除きます。

保険税(料)通知書の発送

保険税(料)の通知書は、7月中旬以降に送ります。口座振替や年金天引き以外の場合、8回分の納付書を併せて発送します。

金額など詳しくは、同封するリーフレットや市ホームページをご覧ください。

国民健康保険▼世帯主宛てに発送
後期高齢者医療制度▼個人宛てに発送

保険税の軽減・減免

国民健康保険税の軽減・減免制度があります。どちらも申請が必要です。

失業による軽減

倒産や解雇など、会社都合により離職した場合、離職日の翌日から2年度、前年の給与所得金額を100分の30とみなして保険税を計算します。申請期限はありませんが、速やかに申請をお願いします。

持ち物▼雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

◆貧困・災害などによる減免

納付が困難と認められると減免できる場合があります。申請期限▼納期限7日前

認定証の更新時期です

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、再度申請してください。

※後期高齢者医療制度加入者には、新しい保険証と一緒に認定証を郵送します。

認定証の種類▼①限度額適用認定証②限度額適用・標準負担額減額認定証③食費療養標準負担額減額認定証(国民健康保険のみ)

持ち物▼①対象者の保険証②世帯主と対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(写し可)

③窓口に来る方の顔写真付きの身分証(マイナンバーカード、運転免許証など)

交通事故などでけがをした!

国保を使うときは届け出を

交通事故などの第三者(加害者)の行為でけがをしたとき、国民健康保険で治療を受けられる場合があります。しかし、本来治療費は第三者(加害者)が支払うものです。そのため、一時的に国民健康保険が立て替えて支払い、後日第三者(加害者)に請求するための届け出が必要です。国民健康保険を使う場合は必ず国保年金課に連絡し、「第三者行為による被害届」などを提出してください。

必要な物▶①国民健康保険証 ②免許証(交通事故の場合) ③交通事故証明書(後日提出可) ④第三者(加害者)の連絡先および加入保険などのメモ

◆交通事故以外の第三者行為の例

- ・他人の飼い犬に噛まれてけがをした
- ・他人に一方向的に殴られてけがをした
- ・飲食店での食事が原因で食中毒にかかった など



問い合わせ▶国保年金課 ☎(50)1250

◆納付猶予制度

対象▼50歳未満で本人および

◆保険料免除制度

対象▼本人、世帯主および配偶者の前年所得が基準額以下の方

※免除には①全額免除②4分の3免除③2分の1免除④4分の1免除があります。

一部免除の場合、保険料が納付されないとき未納期間として取り扱われます。

マイナポータルではネット上で24時間どこでも届出できます



▲日本年金機構ホームページ



▲市ホームページ

国民年金保険料の支払い納付困難な方は免除(猶予)申請を



保険料に未納期間があると、各種基礎年金を受け取れない場合があります。収入が少なく、保険料の納付が困難な場合は、未納のままにせず、免除(猶予)申請をしてください。

【共通事項】
対象期間▼7月〜令和7年6月分の保険料

※郵送や、マイナポータルからの電子申請もできます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

問い合わせ▼国保年金課 ☎(50)1133

問い合わせ▶国保年金課

- ▶保険証、保険税(料)通知書の発送について=国民健康保険 ☎(50)1134 後期高齢者医療制度 ☎(50)1133
- ▶保険税の軽減・減免について = ☎(50)1134
- ▶認定証について=国民健康保険 ☎(50)1250 後期高齢者医療制度 ☎(50)1133



「身につけよう 交通ルールとヘルメット」

夏の全国交通安全運動

交通安全運動の重点事項

7月10日(水)から19日(金)まで夏の全国交通安全運動が行われます。この時期は、行楽客などによる交通の量や流れの変化、暑さによる集中力の低下などから、重大な交通事故が起きやすくなる可能性があります。



- ①自転車のヘルメット着用と交通ルール順守
- ②飲酒運転の根絶、飲酒運転ゼロを目指して、
- ③歩行者の安全確保と安全運転の励行
- ④全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

電動キックボードのルール

正しく理解し、ルールを守りましょう。



▲警察庁ホームページ



- 16歳未満の方の運転禁止
 - 飲酒運転の禁止
 - ナンバープレートの取付
 - 自賠責保険の加入 など
- ※詳しくは警察庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ▼消防防災課 ☎(50)1119

お知らせ

介護保険料を変更します(令和6〜8年度)

介護保険制度は、3年ごとに事業計画の見直しを行い、介護保険料もそれに伴い変更します。令和6年度から8年度までは、第1号被保険者である65歳以上の方の基準額(第5段階の保険料)を月額5千700円としました。保険料額は、世帯の課税状況や本人の所得などに応じて左表の13段階の中から決まります。

◆介護保険事業の財源

介護保険事業は、国・県・市による公費と被保険者が納める保険料で財源を半分ずつ賄います。保険料により、介護保険事業費の23%を第1号被保険者(65歳以上の方)、27%を第2号被保険者(40〜64歳の方)が負担しています。

問い合わせ▼高齢者支援課 ☎(50)1219

所得段階	世帯	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	市町村民税非課税世帯	高齢福祉年金・生活保護受給者	基準額×0.285	19,494円
第2段階		年金収入などが80万円以下の方	基準額×0.485	33,174円
第3段階		年金収入などが120万円以下(第1段階を除く)の方	基準額×0.685	46,854円
第4段階		年金収入などが120万円を超える方	基準額×0.9	61,560円
第5段階		本人は市町村民税非課税で年金収入などが80万円以下の方	基準額	68,400円
第6段階		本人は市町村民税非課税で年金収入などが80万円を超える方	基準額×1.2	82,080円
第7段階		所得が120万円以上210万円未満の市町村民税課税の方	基準額×1.3	88,920円
第8段階		所得が210万円以上320万円未満の市町村民税課税の方	基準額×1.5	102,600円
第9段階		所得が320万円以上420万円未満の市町村民税課税の方	基準額×1.7	116,280円
第10段階		所得が420万円以上520万円未満の市町村民税課税の方	基準額×1.9	129,960円
第11段階		所得が520万円以上620万円未満の市町村民税課税の方	基準額×2.1	143,640円
第12段階		所得が620万円以上720万円未満の市町村民税課税の方	基準額×2.3	157,320円
第13段階		所得が720万円以上の市町村民税課税の方	基準額×2.4	164,160円

※第1〜第5段階の「年金収入など」とは、前年の合計所得金額(公的年金などに係る所得は除く)と課税年金収入額の合計のことです。
※第6〜第13段階の「所得」とは、前年の合計所得金額のことです。
※第1〜第3段階の保険料率は、公費負担による軽減後の保険料率となります。
※災害や貧困などの特別な事情により保険料を支払うことが困難な場合に、保険料の徴収猶予や減免の制度があります。申請を希望する方は、お早めに高齢者支援課にご相談ください。